

ぜひ、ご応募ください



問い合わせ選挙管理委員会事務局

229-3236 **2**229-33

問題

問題文の①~⑤にあてはまる 適当な語句を下の語句の中から 選んでください。

語句

4、6、半数、衆議院、 二院制

問題文

今年は、参議院議員通常選挙が予定されています。国会は、その参議院と ① の2つの議院から成り立ち、構成されています。

この仕組みを ② といいます。この仕組みの利点として、 国民の間の多様な意見と利益を できるだけ広く反映させること ができること、1つの議院の決めたことを他の議院が違った立 場や角度からさらに検討することによって慎重に審議できること、一方の行き過ぎを抑制し、不十分なところを補うことができることなどが挙げられています。
① の任期は、③ 年(解散の場合には、その期間満了前に終了)、参議院の任期は ④ な寒議院と参議院では、構成や権限などに違いがあります。

応募資格 市内に在住の人 応募方法 はがきで、答え、住所、 氏名、年齢、電話番号を選挙管 理委員会事務局(〒514-8611 住所不要)へ

締め切り 6月3日(金)消印有効 賞品 正解者20人に進呈 ※正解者多数の場合は抽選

選挙啓発活動中! 津市明るい選挙 推進協議会

津市明るい選挙推進協議会は、選挙人の政治意識の向上と、公正かつ明るくきれいな 選挙を推進するため啓発活動 を行っています。

昨年度は、10月に市民白バラ講演会を開催したほか、4月の三重県知事選挙および三重県議会議員選挙の際には、市内のスーパーや駅などで投票日の周知や投票参加を呼び掛け、12月の明るい選挙推進強調月間の際にも、投票への参加呼び掛けのために街頭・駅頭啓発を行いました。

TSU NEWS

入れない!捨てない!拡げない!

生態系に被害を及ぼす特定外来生物にご注意を!

問い合わせ 環境保全課 229-3140 四229-3354

「外来生物」とは、もともと日本にいなかったにもかかわらず、人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも「特定外来生物」は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されていて、違反すると個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物の例 ••••••

ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ※、オオキンケイギクなど

外来生物被害予防3原則 •••••

外来生物に関わるときは、この原則を守って適切な対応をお願いします。

- 1.入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2.捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない



3. 拡げない 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

※セアカゴケグモは既に市内各地で見つかっています。雌は毒を持っていますが、攻撃性はありません。駆除する場合は市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を吹き付ける、靴で踏みつぶすことなどで簡単に駆除できます。